

令和元年6月24日現在

機関番号：28001

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26370102

研究課題名(和文)日本の律管

研究課題名(英文)A Study of Japanese Ritsukan (Pitch Pipes)

研究代表者

高瀬 澄子 (TAKASE, Sumiko)

沖縄県立芸術大学・音楽学部・准教授

研究者番号：60304565

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：律管とは、先秦中国で考案され、奈良時代に日本へ渡来した調律具の一種である。本研究は、日本の律管の現存状況とその背景を調査し、国内の5つの博物館等が所蔵する計7点の律管の寸法を計測した。その結果、(1) 7点の律管の寸法はおおむね似通っており、各々の音高が著しく異なるとは考えにくいこと、(2) 三分損益法に則って作られたかどうかは疑問であることが明らかとなった。日本の律管とその思想的背景である楽律学との関係については、今後の研究が必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、律管という側面から、日本の楽律学の再発見と再評価に貢献したことである。楽律学とは、中国伝統音楽における広義の音楽理論を指し、清代以前には、主に雅楽に関わる理論として発展した。中国では、雅楽の伝承が途絶えた一方で、楽律学は今日なお継承されているのに対し、日本では、雅楽が伝承されている一方で、楽律学の存在は忘却されてきた。しかし、近年、音楽学や中国哲学の一部において、日本の楽律学の再評価が進みつつあり、本研究はその一助と考えている。

研究成果の概要(英文)：Ritsukan are a type of pitch pipe invented in pre-Qin period China and introduced to Japan during the Nara period. This study examines the background and current state of the instrument. I have measured 7 ritsukan held by 5 Japanese museums, with the following results: (1) the measurements are similar, so their pitches likely do not differ significantly; and (2) some doubt exists whether these ritsukan were produced using the sanbun-son'eki (Pythagorean temperament) method. Further research is required to clarify the relationship of Japanese ritsukan and gakuritsugaku, the theory of musical pitches thought to be their antecedent.

研究分野：音楽学

キーワード：日本音楽史 楽律学 雅楽 林謙三

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

律管とは、東アジアの代表的な調律具（音高の基準を示す器具）の一種である。先秦中国において考案され、奈良時代に日本へ渡来した。律管は、単に音高の基準を示すだけでなく、度量衡の基準としても重視された。なぜなら、律管の背景にある楽律学は易学や暦学などと密接に結びついて発展し、律管の制定には政治的な意義があったからである。しかし、近代以降、律管の持つ社会的重要性は失われ、その歴史と現状については十分に明らかになっていない。

日本の律管については、林謙三（1899-1976）による一連の先行研究（「恩徳院の律管とその音律をめぐって」1956、「恩徳院の律管をめぐって」1973、「日本に知られた律用楽器」1973）がある。しかし、林の先行研究には、林自身が1点を除いて律管の実物を直接調査していない、という問題があり、「現存する」とされている律管も、今日なお実在するのかどうか確認されていない。にもかかわらず、日本の律管研究の現状は、林の先行研究をほぼそのまま踏襲しており、林以来、ほとんど全く研究が進められていない。

2. 研究の目的

本研究は、林謙三の先行研究に基づき、日本の律管について、実物と文献を調査することにより、(1) 現存状況、(2) 歴史的展開、(3) 理論的・思想的背景、(4) 音高、の4点を明らかにすることを目的とする。

(1)については、林が言及した律管、およびそれ以外の律管について、どこにどのような律管が現存するかを調査する。(2)については、律管に関する記録に基づき、日本への渡来以降、律管がどのように作られ、使われてきたかを明らかにする。(3)については、雅楽や声明の理論書を読解することにより、日本で律管が作られた背景にはどのような理論と思想があるのかを明らかにする。(4)については、現存する律管の音高の測定により、日本の雅楽の音高の推移に関する林の説の是非を検証する。

3. 研究の方法

(1) 中国における研究状況の把握

日本の律管の研究に先立ち、中国の律管に関する研究状況について把握しておくため、平成26年（2014）4月～9月、台湾の国立台北芸術大学に客員研究員として滞在し、先行研究の収集と整理を行う。

(2) 日本における現存状況の調査

林が言及した律管については、所蔵者や関係者へ聞き取り調査を行う。それ以外の律管については、博物館等の所蔵目録やデータベースを調査する。

(3) 日本の律管に関する文献の収集と読解

林の先行研究に言及された文献を収集し、読解する。それ以外の文献については、声明関係、および江戸時代の楽律学関係の文献のうち、律管に関する記述が見られる文献を探索し、読解する。

(4) 現存する律管の音高の測定

現存する律管の音高を測定し、国立歴史民俗博物館の律管の測定結果（2012）と比較する。保存上の観点から、律管を吹奏することができなかった場合には、管長や管口の測定によってある程度の推測を試みる。

4. 研究成果

(1) 中国の律管について、少なくとも5点の所蔵情報を確認した。そのうち2点は考古学的な出土品であり、湖北省博物館と湖南省博物館に所蔵されている。残る3点は歴史的な伝来品であり、上海博物館、故宮博物院（北京）、中国歴史博物館（中国国家博物館）に所蔵されている。湖北省博物館所蔵の1点は、戦国時代に埋葬されたと考えられる遺跡から発掘されたもので、これまで発見された中で最も古い律管である。いずれも報告者は実見していないが、故宮博物院（北京）の1点は万依『清宫律制及律管』（1986）、その他の4点は『中国音楽文物大系』（1996、1999、2006）に写真が掲載されているため、その時点まで現存したことは確かである。

(2) 京都大学文学研究科図書館所蔵『弁音声』（写本、1冊）は、これまで知られていなかった『楽書要録』の新たな伝本であることが判明した。『楽書要録』とは、天平7年（735）吉備真備によって、律管とともに日本の朝廷に献上された唐代の音楽理論書であり、この時献上された律管は、記録に残る限り日本に渡来した最初の律管である。『弁音声』の書写者と書写年は不明であるが、江戸時代の漢学者、藤森弘庵（1799-1862）の蔵書印が押されている。本文については、明らかな構成上の誤りが認められ、巻第七および第六の図に関する書き込みからは、京都市立芸術大学所蔵本の粗本と林述斎編纂本の中間に位置する伝本であろうと推測される。

(3) 石川県立美術館所蔵「蒔絵脇息図十二律箱」（伝五十嵐道甫、17世紀）に附属する律管は、「年次（としなみ）」ではないことが明らかとなった。「年次」とは、『楽家録』（安倍季尚撰、1690）によれば、応永19年（1412）恩徳院の詮芸と豊原敦秋によって製作された律管であり、京都の大通寺の所蔵品であったが、慶長年間（1596-1614）加賀藩主の前田利常に献上されたという。律管とともに「蒔絵脇息図十二律箱」に附属する書状は、加賀藩士の竹田市三郎（1658

没)が生嶋玄蕃に宛てたものであり、「年次」について言及しているが、『楽家録』の記載内容とは一致せず、その真偽は不明である。なお、「蒔絵脇息図十二律箱」は、前田育徳会の伝来品ではなく、石川県立美術館が1981年度に古美術商より購入したものである。

(4) 石川県立美術館(1点) 京都府京都文化博物館(2点) 国立歴史民俗博物館(2点) 彦根城博物館(1点) 宮内庁三の丸尚蔵館(1点)に所蔵されている計7点の律管の管長・内径・外径を計測した結果、これらの律管の寸法はおおむね似通っており、それぞれ著しく異なる音高を持つとは考えにくいことが明らかとなった。5管の律管2点は、寸法や外見が極めて近似しており、両者の箱書きによれば、1800年代の宮中雅楽の音高を反映している可能性が高い。12管の律管5点の管長を、田辺尚雄(1883-1984)による三分損益法およびその開口端補正の管長と比較すると、4点が三分損益法の管長、1点が開口端補正の管長と近いことが明らかとなったが、これらの律管が三分損益法に則って作られたかどうかは疑問である。

(5) 現存する日本最古の律管と言われる「恩徳院」(詮芸作、1414)を含む一連の恩徳院の律管や、南宋の蔡元定(1135-1198)の理論に基づいて製作された十八律の律管(斎藤信斎作、1695)等、林の先行研究に言及された重要な律管については、現存を確認することができなかった。律管に関する声明関係の文献や江戸時代の楽律学関係の文献については、ほとんど考察することができなかった。律管の音高については、吹奏によって測定することはせず、林の説の検証には至らなかった。

近年、音楽学や中国哲学の一部において、日本の楽律学の再評価が進みつつある。本研究により、律管という側面から、これまで忘却されてきた日本の楽律学の再発見と再評価に、ある程度貢献することができたと考えている。

今後は、所蔵を確認したが未見である律管の調査、律管をめぐる楽律学的背景の詳細な考察、中国の律管との比較等が必要であろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

高瀬澄子・前島美保(陳佑而訳) 十二律「年次」的現蔵地点(律管「年次」の行方) 第十二届中日音楽比較国際学術検討会論文集(仮題) 査読無、上海音楽学院出版社、2019年6月現在未刊。

高瀬澄子、『楽書要録』の新たな伝本 京都大学文学研究科図書館所蔵『弁音声』について、東洋音楽研究、査読有、第81号、2016年、151-163頁。

高瀬澄子、現存する中国の律管、ムーサ 沖縄県立芸術大学音楽学研究誌、査読無、第16号、2015年、73-82頁。

〔学会発表〕(計3件)

高瀬澄子、現存する日本の律管の寸法、東洋音楽学会第107回東日本支部定例研究会、2019年2月2日、東京：共立女子大学。

高瀬澄子・前島美保、律管「年次」に関する調査報告、東洋音楽学会第100回東日本支部定例研究会、2017年12月2日、東京：東京大学。

高瀬澄子・前島美保、律管「年次」に関する調査報告、第十二届中日音楽比較国際学術検討会、2017年9月15日、上海：上海音楽学院。(上記と同内容)

高瀬澄子、『楽書要録』の新たな伝本 京都大学所蔵『弁音声』について、第十一届中日音楽比較国際学術検討会、2015年11月9日、ウルムチ：新疆芸術学院。

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：

権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

講演 高瀬澄子（通訳：陳貞竹）、日本人は唐代の音楽理論をどう理解したか？（日本人如何理解唐朝音楽理論？）、国立台北芸術大学音楽学検討会（2014年6月6～7日）、2014年6月6日、台北：国立台北芸術大学国際会議庁。

6．研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：前島美保

ローマ字氏名：(MAESHIMA, Miho)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。